

令和6年度第2回企業庁経営評価委員会 議事概要

- 1 日 時 令和7年2月10日（月曜日）15：00～16：30
- 2 場 所 兵庫県庁3号館6階・第6委員会室
- 3 報 告 (1)地域整備事業のあり方検討に係る状況等の報告
- 4 議 事 (1)「兵庫県企業庁経営戦略」改定案について

①会計の抜本的見直し

（委員）

- ・ 全体として、会計の収束を目指すという思い切った方向に見えるが、独立採算を目指す以上は、やむを得ない。ただ、収束時期の目途が令和20年度というのは随分と先に思える。数年以内に収束しなければならない訳ではないが、資金の支出面について、計画の妥当性はどうか。償還前に会計を閉じると繰上返済が必要になるといった不都合が生じるのか。

（事務局）

- ・ 企業債というのは、基本的に借入れた期間は借りなければならず、好きなタイミングで繰上げ償還できるというものではない。従って、資金の支出面でいうと、企業債償還のペースは一定決まっている。一方、収入面でいうと、改革案記載の、主に県内部で対応できる対策により、令和13年度まで資金確保の目途をつけた。ただ、令和14年度以降はなお資金不足が見込まれるので、取り組む課題に合わせて更なる対策としてできることをやっていく。

（事務局）

- ・ 令和20年度という時期であるが、資料2・43ページに収束のスケジュールを掲載しているとおり、事業用地などの定期借地等が一部を除き概ね令和18年度で終了するので、それらの見込も含まれている。

（委員）

- ・ 定期借地が令和18年度に終了し、そこから処理をして概ね令和20年度までに収束するという意味であり、令和20年度以前に収束する事業を

長引かせるという趣旨ではないと理解している。

(委員)

- ・ 地域整備事業会計の抜本的な見直しとして、会計を収束させるという方針は非常に大きな決断。地域整備事業は、かつては兵庫県の地域開発にとって非常に大きな役割を果たしてきた。しかし、時代は変わり、多額の債務を背負ってしまったことを考えると、この問題を将来に先送りするとさらに県民負担が増えることから、収束を決断したことはとても大切。

②淡路夢舞台

(委員)

- ・ 淡路夢舞台について、県の出資比率が83%で、17%が外部株主ということになる。今後の方向性を検討するに際して、筆頭株主である県が主導して進めることは当然であると思うが、17%の少数株主の意見をどのように反映するか。また、株主平等原則からいくと、県も少数株主も同じ立場であることから、17%の株主に対しても相応の負担を求めるということでよろしいか。また、少数株主の意向として、県に買い取って欲しいという意向があれば検討の余地はあるのか。

(事務局)

- ・ 今回の改革案については、株式会社夢舞台の取締役会で企業庁から説明したほか、会社から各株主へお知らせする文書を送付するなどして、情報提供している。今後の予定であるが、事業についても運営権設定か民間譲渡かを検討している段階であり、事業の方向が一定固まらなないと、会社をどうしていくかというところに検討が至らない。これから運営方針案を検討していくことになるが、事業の方向性を見定めた上で検討することになると考えている。

(委員)

- ・ ホテルと会議場の一体運営を目指しながら民間活力を導入することがベストだと考えている。淡路島は地域資源が豊富であり、神戸空港の国際化といったインバウンドの需要も期待できる。また、淡路のウェルネス・ツーリズムを県企画部が検討しており、民間活力を導入する最適なタイミングが来ている。是非その方向でやっていただきたい。

③播磨科学公園都市

(委員)

- ・ 地元市町と県による協議会が立ち上がり、これからどのようなまちづくりを進めていくか、重要な局面に来ている。過去の経緯を鑑みても地元市町に主体的に関わってもらうことがポイント。特に住民がまちづくりへ主体的に参画し、どのような持続可能なまちを目指すのかについて、根本から考えることが重要。県はそれらをサポートする役割として進めていけば良いのではないか。

(事務局)

- ・ 多くの方に参加していただく必要があるので、我々としては、いかに機運を醸成していくかが重要だと認識している。

④企業債償還財源の確保

(委員)

- ・ 資料1・8ページに、一般会計との貸借関係の整理（改革案対策額 200 億）とある。また、進捗調整地・活用処分（改革案対策額 292 億円）とある。この改革案対策額という表現は、つまり進捗調整地の活用・処分 で 292 億円を確保する予定だという意味でよいか。また、その 292 億円を確保するための具体的なことが 9 ページに書かれているとの認識でよいか。

(事務局)

- ・ お見込のとおり。

(委員)

- ・ 進捗調整地は今まで売りにくかった土地という意味で理解している。9ページの金額はあくまで見込額だと思うが、ひょうご情報公園都市第2期エリア、ひょうご情報公園都市第2期エリア外、矢野・小犬丸地区のそれぞれに記載されている金額はどの程度の実現可能性があるのか。

(事務局)

- ・ 民間の事業者へのサウンディング調査や地元市町に対してニーズ調査を実施した結果、今後利活用できるであろうと見込んでいるものである。
- ・ 矢野・小犬丸地区については今年度（R6年度）に処理する予定のため記載金額のとおり。ひょうご情報公園都市第2期エリアについては、財政健全化法上で算出した見込額であり、ひょうご情報公園都市第2期エリア外は、これまでの取得経緯に基づき現状の簿価にて記載している。

(委員)

- ・ 情報2期エリア外は、簿価で引き受けてもらえるという理解でよいか。

(事務局)

- ・ その方向で話を進めている。

(委員)

- ・ 簿価以外で表示するところについては損失が発生するが、損失はどこに計上しているのか。

(事務局)

- ・ 時価評価損ということで、投資・財政計画の収益的収支（支出）のところで算出している。
- ・ 50ページの投資・財政計画の概要の収益的収支（支出）の当期損益（R6）△335億円に含まれている。また、52ページの令和6年度の決算見込額

で収益的支出のその他にも反映しており、金額としては 34,602 百万円にも含まれている。

(委員)

- ・ 経営評価委員会では、以前より時価と簿価のことが議論になっている。今回、見込であるが、簿価で引き取ってもらえるものは実質的な価値として簿価で記載し、それ以外のところは時価評価している。時価評価するにあたっては損失として計上する必要があるということで、この投資・財政計画が成り立っているということである。

(委員)

- ・ 資料1・8ページで矢野・小犬丸地区についてはすでに環境林として今年度引き取ってもらえるという話が進んでおり、企業庁にとっては予想以上にいい方向へ進んでいる。これに関連して、8ページに「土地開発公社による先行取得状態が継続している」ということをあえて強調するような形で書いているが、これはどのような重要性を持つ言葉なのか。
- ・ 環境林として移管するということが、環境林の意味としては、良好な地域環境を保全するために取得しているものとされている。いらない山林があるからとりあえず持つておくという意味ではなく、環境というような価値を創造できるものをあえて積極的に取得するものというとらえ方をしているが、今回の環境林への移管は、環境林の趣旨から鑑みて問題ないか。

(事務局)

- ・ もともと、高速道路周辺の環境維持ということで、土地開発公社が知事部局からの依頼により先行取得したという経緯がある。その後、企業庁に移管したが、状態としては、土地開発公社が先行取得した状態が続いていると県全体で評価をした。そこで今回、簿価で一般会計が引き取るという整理を県全体で行った。
- ・ 県有環境林については、委員ご指摘のとおり健全な森として守っていく

という観点が非常に大事。今回の場合、先ほどの先行取得の経緯も考慮し、県有環境林として兵庫県の緑を守るという趣旨も含めて、議会に提案した。

(委員)

- ・ 資料2・48ページのひょうご情報公園都市第2期エリアについて「立地ニーズが高く、民間開発の意向もある。雇用、税収等の地域活性化への貢献も見込まれ、地元の意向も強い。」とあり、これ自体はそのように考える。一方で、昨年度提出した地域整備事業のあり方検討報告書上は、事業を存続させる場合でも、個別の事業収支を明確化することや、事業に対して一定の評価基準を設けることなど意見した。この点については、地域創生整備事業においても留意すべきと明記をしている。そう考えると具体的な方向性の中に事業収支や評価基準という視点が漏れている。おそらく48ページの記載内容は、従前と同じ検討項目でもって活用見込があるとしているように見受けられる。事業収支や具体的な評価基準が設定されないまま、具体的な検討が進むというのはリスクが高いのではないかと危惧している。
- ・ 事業収支についてだが、地域創生整備事業では、地域整備事業会計が時価簿価差を負担した後の低い価格で土地を取得し、それを造成して売り上げをあげるスキームであるため、収支がプラスになるのは当たり前である。地域整備事業会計が負担した評価損をカバーしてなおプラスになるかという視点が当然重要になる。やはり、昨年度提出した報告書のとおり、事業収支や評価基準を早急に提示してもらう必要があると考える。

(事務局)

- ・ ひょうご情報公園都市第2期について、地域創生整備事業会計内で収支を確保するという事で算定している。また、別途経済波及効果を算定している。収支の公表についてだが、これから我々が土地を処分していくこととなるが、土地の売値を公表することになるので、極端にいうと、商売の相手に手の内を見せることになる。まったく公表しないのではな

く、段階ごとに、他の事業にも影響の無い範囲で逐次説明をさせていただきたい。

(委員)

- ・ それは、県の内部で事業収支は算定・検討した上で実施するのか。

(事務局)

- ・ 個々に事業収支を算定して、組織内部で共有を図りながら算定して、最終的には事業又は入札手続きが終了した段階で結果を公表したいと考えている。事後になって申し訳ないが、相手方のある話なのでご容赦いただきたい。

(委員)

- ・ 円安傾向もあって、産業用団地の確保は経済活性化の点でとても重要であり、この点において県としての役割は非常に大きい。しかし、採算の合わない団地が増えると、地域整備事業会計を圧迫しかねない。ついては、採算に厳しい民間との連携が重要であるため、官民連携という方針は良いものだと考えている。
- ・ ひょうご情報公園都市第2期の産業団地化について、49 ページに記載されている 16 億円というのは造成コストを考慮外ということによろしいか。
- ・ 企業債の償還財源の確保について、資金ショートをいかに防ぐのかという観点から見れば、ショートの時期を遅らせることができているという意味では非常に前進したと考えている。一般会計との貸借の整理というのは当然であるが、鍵を握るのは、進捗調整地の活用・処分である。その部分についてはしっかりと進めていただきたい。

(事務局)

- ・ ひょうご情報公園都市第2期の 16 億円は、昨年度検討いただいた報告書と同じ金額である。実際にいくらで売るかについて、今後決定していく。イメージとしては、造成から販売までを民間にさせていただく。一方、

周辺のインフラや手続きの関係、地域への説明等、行政が長じている部分であるので、そのように役割分担しつつ連携しながら取り組んでいきたい。

(委員)

- ・ 産業団地の造成について、周辺のインフラの整備等のコストというのは一般会計から捻出されるのか。

(事務局)

- ・ 市と連携をして実施するので、市にお願いする部分については市の予算で負担し、企業庁が実施する部分については、販売額の範囲内で周辺整備を行う。

⑤その他

(委員)

- ・ 以前も申し上げたが、今回、企業資産運用事業会計から地域整備事業会計へ資金融通が想定されている。工業用水道事業においても当然収支が悪化することが見えている中で、償還スケジュールを企業庁全体で合算してどこのタイミングでどこの事業が資金融通するかということを一覧形式で明示し、確認できるような資料を載せることを検討いただきたい。

(委員)

- ・ 各会計間で資金融通をすることとなるので、(企業庁の複数の事業を合算した)表は見たい。

(委員)

- ・ 土地の一部時価評価に伴う評価損について、企業庁が最終的に公表する決算書上で金額を注記するのか。時価評価するうえで金額は重要な情報である。重要な意思決定で巨額の損が出ているのに、結局それがいくらなのか分からないというのは、開示する情報としては不足していると思

われる。最終的に県民に対してオープンな形で提示すべきではないか。

(事務局)

- ・ 昨年度来、委員から分かりやすい資料の提示ということを指摘されてきた。できるだけ分かりやすい表記となるように工夫していきたいので、ご意見を踏まえて検討する。

(委員)

- ・ 経営戦略の新旧対照表について、旧経営戦略の 42 ページにあった③今後の収支見通しの【企業債償還スケジュール表】が削除されている。今回の改定にあたり、以前より情報量が減っている部分があるので、資料の更新等を検討されたい。なお、改定前の経営戦略や議事録は、改定にあたり削除する予定か。

(事務局)

- ・ 資料の更新については検討する。改定前の戦略や議事録については、引き続き掲載していく予定。

(委員)

- ・ 経営戦略の改定の頻度について、通常は何年ごとか。

(事務局)

- ・ 戦略にも記載しているが、原則として3年～5年で改定に取り組むこととしている。ただし、社会経済情勢により経営の見通しに変化が生じた場合には、改定を検討する。今回、地域整備事業については経営の見通しに大きな変化があるので改定をした。

(委員)

- ・ 他の会計に関しても、大きな局面を迎えると改定することになると理解した。
- ・ 会計の収束ということだが、令和 20 年度という一つの区切りを明示したことは、非常に大きな一歩である。

- ・ それぞれのステークホルダーが納得できるような結論となるよう、引き続き議論を尽くされたい。